

第6章 計画の推進体制とその見直し

(1)推進体制

庁内関係課で構成される千葉市自動車公害防止計画推進検討会、県等の関係行政機関、県トラック協会、県バス協会等関係業界団体と連携し、計画策定、対策の実施、毎年度の施策の点検評価などを実施していきます。

(2)進行管理

計画を着実に推進するために、各主体により、計画に係る当該年度に実施する施策をまとめた実施計画を策定し、その実施状況を点検評価し、その結果を次年度の実施計画に反映していくとともに、市民・事業者等の理解や協力を得るため、その結果を公表していきます。

(3)計画の見直し

公害防止技術の進歩、社会状況、環境状況の変化などにより必要に応じ、適宜、計画を見直していきます。